徳島県賃上げ応援サポート事業補助金　Ｑ＆Ａ
（令和８年９月１日）

目次

１　制度全般・補助対象者について 2
１－１　どのような事業者が対象になりますか？ 2
１－２　国のキャリアアップ助成金の「正社員化コース」を活用したのですが、社労士報酬の補助対象になりますか？ 2
２　補助対象経費・補助金額について 2
２－１　業務改善助成金の上乗せ助成により、設備投資の実質負担はどうなりますか？ 2
２－２　「国の助成金の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用補助」を申請する際、あわせて行った就業規則の整備（最低賃金を改定するもの）にかかった費用も含めて申請することはできますか？ 2
２－３　社会保険労務士と年間契約（顧問契約）をしていますが、その費用は対象になりますか？ 3
３　申請手続・スケジュールについて 3
３－１　県への補助金申請はどのタイミングで行えばよいですか？ 3
３－２　令和８年度からの申請窓口はどうなりますか？ 3
３－３　令和７年度中に国へ交付申請を行いましたが、手続きが長引きそうです。県の申請期限に間に合いますか？ 3
４　必要書類・その他について 4
４－１　社会保険労務士へ支払った報酬額の証明として、何を提出すればよいですか？ 4
４－２　「全ての県税に未納がないことを証明する納税証明書」はどこで取れますか？ 4
４－３　補助金額の計算で千円未満の端数が出た場合はどうすればよいですか？ 4
４－４　社会保険労務士が申請を代行することはできますか？ 4

１　制度全般・補助対象者について

１－１　どのような事業者が対象になりますか？

答.

徳島県内に事業場を設置している中小・小規模事業者が対象です 。また、労働関係法令を遵守しており、過去 3 年間に労働関係法令に違反していないこと、全ての県税に未納がないこと等の要件を満たす必要があります。

（参照：交付要綱 第 3 条、申請の手引き P.3）

１－２　国のキャリアアップ助成金の「正社員化コース」を活用したのですが、社労士報酬の補助対象になりますか？

答.

対象外です。本補助金における社労士報酬費用の補助対象は、国の「業務改善助成金」並びにキャリアアップ助成金の「社会保険適用時処遇改善コース」及び「短時間労働者労働時間延長支援コース」のみとなります。

（参照：申請の手引き P.1、P.3）

２　補助対象経費・補助金額について

２－１　業務改善助成金の上乗せ助成により、設備投資の実質負担はどうなりますか？

答.

設備投資額が国の助成上限額内の場合、国と県をあわせて実質負担なしとなります 。具体的には、国の助成率が 4/5 の場合は県が 1/5 を、国の助成率が 3/4 の場合は県が 1/4 を上乗せして助成します 。ただし、設備投資が助成上限額を超える場合は一部自己負担が発生します。

（参照：申請の手引き P.1、P.3）

２－２　「国の助成金の書類作成等に係る社会保険労務士への報酬費用補助」を申請する際、あわせて行った就業規則の整備（最低賃金を改定するもの）にかかった費用も含めて申請することはできますか？

答.

対象外です。国の助成金申請の書類作成等に係る報酬費用のみが対象であり、就業規則の作成・変更に係る費用を含めて申請することはできません。

（参照：交付要綱 別表 2、申請の手引き P.3）

２−３　社会保険労務士と年間契約（顧問契約）をしていますが、その費用は対象になりますか？

答.

日常的な顧問料は対象外ですが、対象となる助成金の書類作成等を依頼したことで「追加で発生（増加）した報酬額（支出済のものに限る）」であれば補助対象となります。補助額は、対象経費に 1/2 を乗じた額で、上限は 10 万円です。

（参照：交付要綱 別表 2、申請の手引き P.3）

３　申請手続・スケジュールについて

３−１　県への補助金申請はどのタイミングで行えばよいですか？

答.

国の「業務改善助成金」の「交付額確定及び支給決定通知書」の発行を受けた後に、県へ補助金の申請を行ってください。国の助成金の交付申請時や交付決定時、事業実績報告時点では、県への手続きは不要です。

（参照：申請の手引き P.2）

３−２　令和８年度からの申請窓口はどうなりますか？

答.

４月に開設した「徳島県魅力ある職場づくり事務局」になります（令和８年度より申請受付方法、書類提出・問合せ先が変わりました。）。書類提出・問合せ先は以下の通りです。

〒770-8055　徳島市山城町東浜傍示 1-1　㈱テレコメディア内

TEL：088-602-1431　　MAIL：contact@tokushima-syokuba.jp

※「徳島県賃上げ応援サポート事業補助金」は、徳島県より㈱テレコメディアに事務局運営業務を委託しています。

（参照：申請の手引き P.1）

３−３　令和７年度中に国へ交付申請を行いましたが、手続きが長引きそうです。県の申請期限に間に合いますか？

答.

県の申請受付期間を「令和９年３月１日」まで延長して対応しています。なお、徳島労働局からは令和９年２月 26 日までに「交付額確定及び支給決定通知」を受けている必要があります 。

（参照：申請の手引き P.1、P.2）

４　必要書類・その他について

４－１　社会保険労務士へ支払った報酬額の証明として、何を提出すればよいですか？

答.

以下の書類を全て提出してください。

・社会保険労務士から補助対象者に対する請求書の写し

※国の助成金の書類作成等に係る内容であることを分かるように記載すること。

※補助対象経費は、当該補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額を除いた額となるため、税抜と税込の金額両方が分かるように記載すること。

・社会保険労務士から補助対象者に対する領収書の写しなど、社会保険労務士等への支払いが完了したことが分かる書類

※通帳の写しでも可。ただし、振込先と振込元が分かるものに限る。

（参照：申請の手引き P.4）

４－２　「全ての県税に未納がないことを証明する納税証明書」はどこで取れますか？

答.

管轄区域にかかわらず、最寄りの県税局（東部・南部・西部など）や総合県民局等で取得できます（市町村役場や税務署ではありません。）。交付申請書の証明事項にある「７ 県税（特別法人事業税及び地方法人特別税を含む。）すべてに未納がないことの証明」を取得して提出してください。詳しくは、申請の手引きを参照ください。

（参照：申請の手引き P.4、P.8）

４－３　補助金額の計算で千円未満の端数が出た場合はどうすればよいですか？

答.

千円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てて申請してください。

（参照：交付要綱 別表２、様式第２号）

４－４　社会保険労務士が申請を代行することはできますか？

答.

申請の主体はあくまで「申請事業者（補助金を受け取る事業者）」となります。ただし、連絡先の担当者（様式第１号の「４ 担当者の氏名、連絡先」や様式第２号の「事務担当者の連絡先」等）は、申請書類等の連絡窓口となるため、社会保険労務士等であっても構いません。

なお、行政書士法等の関係法令に抵触する行為（申請書類等の作成自体を有償で請け負う

等）にならないようご留意ください。

（参考）行政書士法（昭和２６年法律第４号）【抜粋】

（業務）

第一条の三　行政書士は、他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下この条及び次条において同じ。）その他権利義務又は事実証明に関する書類（実地調査に基づく図面類を含む。）を作成することを業とする。

２　行政書士は、前項の書類の作成であつても、その業務を行うことが他の法律において制限されているものについては、業務を行うことができない。

（業務の制限）

第十九条　行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て、業として第一条の三に規定する業務を行うことができない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める手続について、当該手続に関し相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録を作成する場合は、この限りでない。

２　総務大臣は、前項に規定する総務省令を定めるときは、あらかじめ、当該手続に係る法令を所管する国務大臣の意見を聴くものとする。

（参照：様式第１号、第２号）